

議案第3号

入間市市民会館の設置及び管理条例等の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成31年2月19日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

入間市、所沢市、飯能市及び狭山市で構成する埼玉県西部地域まちづくり協議会への日高市の加入に伴い、公の施設の相互利用について、日高市を加えた5市により実施するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市市民会館の設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(入間市市民会館の設置及び管理条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「若しくは狭山市」を「、狭山市若しくは日高市」に改める。

- (1) 入間市市民会館の設置及び管理条例（昭和48年条例第2号）別表
- (2) 入間市産業文化センター設置及び管理条例（昭和59年条例第35号）別表
- (3) 入間市男女共同参画推進センター条例（平成15年条例第33号）第8条第1号
- (4) 入間市体育施設設置及び管理条例（昭和55年条例第43号）第17条第2項第1号、別表第3及び別表第4
- (5) 入間市健康福祉センター条例（平成14年条例第45号）別表第3
- (6) 入間市農村環境改善センター設置及び管理条例（昭和61年条例第35号）別表
- (7) 入間市勤労福祉センター設置及び管理条例（昭和62年条例第14号）別表

(入間市老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 入間市老人福祉センター設置及び管理条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は狭山市」を「、狭山市又は日高市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後に使用又は利用の申請のあったものについて適用し、同日前に使用又は利用の申請のあったものについては、なお従前の例による。